

授業・試験における合理的配慮について

2022(令和4)年12月12日

学生支援マネジメント・オフィス改訂

本学は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、何らかの障害を持つ学生が、授業や試験において不利益を被る場合に、合理的配慮を行います。

合理的配慮は、身体的・精神的な障害のある学生も他の学生と同等の教育を受け、同じ学修ができる環境を用意する措置であり、大学の負担が過重とならない範囲において行うことを基本としております。

したがって、希望する配慮内容が障害特性と関連がない場合や、授業の目的、内容及び評価基準などの授業の本質的な変更該当するものは合理的配慮として認められませんので、ご留意ください。

以下に、合理的配慮が認められる例を掲げますので、合理的配慮を必要とする学生は、必要な申請手続きを行ってください。

合理的配慮として認められる例
●車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す。 ●移動に困難がある学生のために、通学のための駐車場を確保する。 ●自閉症スペクトラム障害(ASD)や注意欠如多動性障害(ADHD)、社交不安障害などの精神的な障害のための配慮例 ・意思疎通のため、口頭での伝達のみではなく配付資料を用意したり板書したりする。 ・抽象的な言葉ではなく具体的な言葉で指示を出す。 ・一度に複数の指示を出さない。 ・障害の程度に応じ、教室内の席座を優先的に確保する。 ・計画的に物事が進められない者に対し、レポートの提出時期に間に合うように前もって指示を出しておく。 ・大人数の前での発表が困難な学生に対し、教員の前での発表や、発表の録画、レポート等の代替措置により学習評価を行う。

○申請手続

合理的配慮の申請を希望する学生は、配慮申請書に必要な事項を記入し、配慮申請に必要な次の①もしくは②のいずれかの証明書類を準備してください。

①医療機関の専門医師による診断書で提出前6ヶ月以内に発行されたもの

②障害者手帳(有効期限内のもの)のコピー及び①の診断書

※上記の書類は原則として、日本語もしくは英語で記載されているものとします。ただし、日本

語又は英語以外の言語の場合は、和訳又は英訳を準備してください。

申請に関わる書類の準備を整えてから、保健管理センターで学校医との面談の予約を取り、申請書類をまとめて教務課窓口に出してください。配慮申請書の用紙は、教務課窓口で配布しています。

なお、配慮を希望する学生は、以下の期限までに申請書を提出してください。

配慮希望学期	申請書提出期間
春学期・夏学期の配慮を希望する場合	2月1日から春学期の履修登録修正期間まで
秋学期・冬学期の配慮を希望する場合	8月1日から秋学期の履修登録修正期間まで

注)上記の提出期間を過ぎた場合は、当該学期の配慮申請書の受付はできません。ただし、申請書提出期間外に学業面・学生生活面で困ったことがある場合は、下記留意事項 3)を参照してください。

○学校医(保健管理センター医師)との面談

配慮申請書を教務課に提出した後、学校医(保健管理センター医師)と面談を行っていただきます。面談時に、これまでの経過や症状、希望する具体的な配慮内容などを相談してください。

なお、教務課に提出された配慮申請書及び証明書類は、教務課から学校医へ写しを回付します。事前に予約した日時に必ず学校医との面談を行ってください。

○配慮内容の決定

提出された申請書類及び上記学校医との面談の結果を踏まえ、本学学生支援マネジメント・オフィスで配慮内容を決定します。その結果は、申請者本人、申請者が履修登録している授業担当教員及び学生相談室に通知します。

配慮内容の有効期間は、原則として配慮希望学期となります。引き続き配慮を申請する場合は、上記①もしくは②の証明書類を添付のうえ、申請手続きをしてください。

なお、障害の状況に応じて、有効期間を通年(同一年度内)とする場合があります。通年とした場合であっても次学期に向け(6ヶ月以内に)学校医との再面談を行い、経過や症状、配慮内容等を再確認しますので、事前に予約したうえで再度面談(上記の申請期間内)を実施してください。面談結果を踏まえ、必要と認める場合は、配慮内容を変更することがあります。

○留意事項

配慮内容が決定された後においても、以下のことについて留意してください。

- 1) 配慮内容が決定された後も、その時々自身の体調や症状の変化に応じて、十分に授業担当教員と相談してください。
- 2) 症状(体調)の変化などにより、やむを得ず授業を欠席する場合、遅刻・早退する場合などには、事前に授業担当教員に連絡するとともに、その後の代替措置等の指示を受けてください。
- 3) 症状(体調)の変化や学業上の悩み事などがある場合は、早めに保健管理センターや学生相談室に相談してください。